

ケースで学ぶ

相続預金払戻しの必要書類の見方

執筆▶八木正宣（税理士法人SBL 代表社員・税理士）

第1回

遺言や遺産分割協議書がない場合の「相続届」の見方

お客様から相続預金の払戻しの依頼を受けましたが、遺言や遺産分割協議書がなく、相続届のみを提出されました。この場合、相続届のどのような点を確認すればよいのでしょうか。



ことを知った時点で、死亡した預金者の預金口座の凍結をしなければなりません。相続が発生したことを知っていて、金融機関が特定の相続人からの払戻しに応じた場合、二重払いを求められるおそれがあります。適切な遺産分割の手続きに則って対応しなければなりません。

ケースによって記載内容は異なる

預金口座の凍結後は、預金の承継にあたり必要書類の提出を求めることになります。必要書類は遺産相続の方法や金融機関によって異なりますが、相続届はどのような遺産相続でも提出を求められる書類となっています。ただし、その記載内容はケースによって異なります。

まず、遺言が存在している場合には、相続預金の承継者（受遺者）はその遺言にて確認できます。そしてその承継者は、必ずしも法定相続人とは限りません。したがって、相続届において署名捺印内容を異なら

印を求めめるのは、受遺者のみでないこととなります。次に、遺言がなく遺産分割協議書が作成されている場合には、相続預金の承継者はその遺産分割協議書にて確認できます。相続届において署名捺印を求めるのは、よほどの内容でない限り、相続預金を承継する相続人のみでよいこととなります。

相続人全員の署名捺印が必要となる

では、今回のケースのように遺言や遺産分割協議書がない場合はどうなるのでしょうか。この場合は、相続預金の承継者を確認する書類として相続届が活用されることとなります。

この場合の相続届は、「自店に存在する預金口座についての相続人を定め、それをすべての相続人が承認する内容」でなければなりません。相続届を受け取ってからの対応の流れと確認すべき点は以下のとおりとなります。

① 預金者の死亡の事実を、被相続人の最後の戸籍謄本などを提出してもらうことで確認します。

② 法定相続人がだれであるのかを、被相続人の出生から死亡まで

の戸籍謄本および相続人の戸籍謄本等を提出してもらうことで、確認します。

③ 記載された相続人欄にすべての法定相続人の署名捺印があるかを、不足している相続人の分の署名捺印を集めてもらうよう依頼します。当該相続人が未成年者や成年後見人である場合は、単独で遺産分割協議ができないこととされています。特別代理人や成年後見人などを指定して対応してもらいましょう。

自店に存在するすべての預金等が記載されているか確認

通帳やキャッシュカードの回収ができない場合に、記載を求め

「相続届」のサンプル

(遺産分割後払戻・名義変更用)

御中 令和 年 月 日

被相続人 おとこ ところ
おなまえ

上記の被相続人は令和 年 月 日に死亡し、
本人が預け入れた右記預金は（相続人一同の協議・
家庭裁判所の審判・本人の遺言）により右記のとおり
相続することになりましたので、右記のとおり預金を
払戻しまたは預金名義を変更してください。

後日、この件に関し私ども以外の者が権利を主張した場合は、
私どもが連帯して責任を負い、貴行にはご迷惑を
かけません。

種類	口座番号 (等)	元金金額 (円)	手続区分	承認人(変更 後の名義)	備考
			払戻・名義変更		
			払戻・名義変更		
			払戻・名義変更		

1. 相続預金の明細

2. 払戻金・預金通帳(証書)のお受取方法
(いずれかに○を付してください。)

払戻の場合

次の承認人名義口座に振り込んでください。

承認人	金融機関名	取引店名	預金科目	口座番号

他行宛振込手数料は振込金より差し引いてください。また、領収証は提出しません。

取引店で代り金を受領します。

名義変更の場合

承認人宛預金通帳等を郵送してください。

取引店で預金通帳等を受領します。

3. 通帳・証書等の喪失

上記預金の通帳・証書等のうち、下記物件の所在が不明でこれらを提出できません。今後、下記物件は無効であることはもちろん、万一発見した場合はただちに貴行に返却します。

喪失物件	種類	口座番号
通帳・証書・キャッシュカード(本人・代理人)		
通帳・証書・キャッシュカード(本人・代理人)		

相続人 おとこ ところ
(続柄) おなまえ (実印)

相続人 おとこ ところ
(続柄) おなまえ (実印)

相続人 おとこ ところ
(続柄) おなまえ (実印)

すべての法定相続人が署名しているか、戸籍謄本等で確認

すべての法定相続人の実印が捺印されているか、印鑑証明書で確認

ポイント

- 相続人欄にすべての法定相続人の署名捺印があるかを確認する
- 自店に存在する預金者の取引を洗い出し、記載漏れがないかを確認する

④ 自店に存在する預金者の取引を洗い出し、相続届に記載漏れがないか確認します。預金取引の他に、投資信託や借入れ、出資金、貸金庫などの取引がある場合は、所定の手続きを案内しましょう。